

「大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定を早急に行う 条例」に対する意見

1 「まちづくり及び都市計画」からみた本件条例の適否

上田市が地域間競争をリードし、市民の皆様が安全・安心、そして快適な生活を送っていただくためにも、いわゆる「コンパクトシティ」形成に向けた取組みと、個性あふれる地域づくりの推進は、必要なことであると受け止めております。

しかし、都市計画法に規定される特別用途地区をはじめとした土地利用に関する制度につきましては、あくまで都市計画法及び建築基準法の法体系に則り、様々な検討や議論、また手続きを経て行われるべきものであります。

都市の健全な発展と秩序ある整備のため、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る、という観点での導入が必要になります。

本条例案で制限の対象としております現在の準工業地域は、市全体で12箇所、約233haありますが、この地域における土地利用につきましては、民間の自由な経済活動を阻害したり、不必要な競争抑制、既得権擁護とならないよう留意しながら、個々の土地の条件等から制限をするべきかどうかの判断をした上で、都市計画法に基づいた手続きを進めていくべきであると考えております。

2 「中心市街地の活性化」からみた本件条例の適否

中心市街地活性化の本来の目的は、少子高齢化の進展、消費行動の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、中心市街地での公共公益施設の整備や商業の活性化等により、都市機能の増進及び経済活力の向上を図り、活力のある地域づくりを進めることにあります。

こうした中、今回の条例案は、上田市中心市街地活性化基本計画認定の申請及び取得を目的としておりますが、今後市を挙げて目指すところは、単に計画の認定を受けることが目的ではなく、真に中心市街地の再生・活性化に向けて、民間事業者や商業者、地権者、商工会議所はじめ地域経済団体や行政などのまちづくり関係者が熱意を持って連携し、地域全体で活性化に取り組んでいくことであると思っております。

中心市街地活性化の手段として国の認定を得るにしましても、準工業地域での大規模集客施設の制限は、いくつかの認定要件のひとつにすぎず、それだけでは十分ではありません。

中心市街地における重要な既存ストックの一つである中心商店街を活性化させるためにも、中心市街地に住む人、訪れる人をいかに増やし、そして市街地全体の活性化に結び付けていくのかといった視点からの検討がまず必要であります。

このためには、中心市街地内の大型商業施設の立地も一概に否定するのではなく、現状を打開するための新たな要因と前向きに捉え、既存商店街との共存を求めながら、連携・回遊策を含めた中心市街地に賑わいと活力を呼び戻すための具体的な施策を、地域全体で検討しまとめていくことが、国の認定に向けても最も大切なことであると考えております。

3 法制上からみた本件条例の適否

地方自治体は、日本国憲法第94条及び地方自治法第14条第1項の規定により、法令の範囲内での条例制定が認められております。

また、現行の地方自治制度は、執行機関としての「長」と、議決機関としての「議会」の権限配分を明確に定めています。

しかしながら、本条例案は、都市計画法上の決定手続を経ずに特定内容の決定を義務付けている点において、同法の規定に反し、条例制定権の限界を超えるため、違法であるおそれがあります。

また、本条例案は特定内容の計画決定などを条例で「長」に義務付けようとするものであり、長が職務執行上保持している裁量権を侵す可能性が非常に高く、地方自治法の趣旨に反するおそれもあります。

以上、都市計画の観点、中心市街地活性化の観点及び法制上の観点から意見を申し上げました。

したがって、市といたしましては今回直接請求のありました「大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定を早急に行う条例」は、制定すべきではないと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

なお、「条例制定請求書」の制定の要旨では、J T上田工場跡地への大規模集客施設の立地を一旦制限するための条例制定請求であるとのことでもあります。

J T上田工場跡地の利活用につきましては、J T及び周辺の地権者の皆様が主体となり、中心市街地活性化にも寄与する新たな土地利用を図るべく、現在準備が進められております。

上田市といたしましても、様々な機能を集積することにより厚みを持った中心市街地の形成が期待できるものと受け止め、6月市議会での「一時凍結を求める請願」不採択との御判断も受けて、用途地域変更等の都市計画手続きに着手し、現在、都市計画審議会で御審議をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

平成19年12月4日

上田市長 母袋創一